

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	106

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	社会福祉総務								
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ○戦没者への追悼及び戦没者遺族に対する援護事務を行う。 ○重層的支援体制の整備を進める。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉基金の積立て及び運用 ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進及び実態把握業務の実施 ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バス(2台)の運行管理業務の実施 ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会の運営費支援 ○地域の困りごとを福祉、高齢者、障害者等の枠にとらわれず、重層的に支援する体制の整備 ●主な予算の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>○民生委員福祉関係活動委託料</td> <td style="text-align: right;">5,998千円</td> </tr> <tr> <td>○単位民生委員児童委員協議会活動費補助金</td> <td style="text-align: right;">2,418千円</td> </tr> <tr> <td>○福祉バス運転業務委託料</td> <td style="text-align: right;">13,713千円</td> </tr> <tr> <td>○犬山市社会福祉協議会運営費補助金</td> <td style="text-align: right;">25,581千円</td> </tr> </table> 	○民生委員福祉関係活動委託料	5,998千円	○単位民生委員児童委員協議会活動費補助金	2,418千円	○福祉バス運転業務委託料	13,713千円	○犬山市社会福祉協議会運営費補助金	25,581千円
○民生委員福祉関係活動委託料	5,998千円								
○単位民生委員児童委員協議会活動費補助金	2,418千円								
○福祉バス運転業務委託料	13,713千円								
○犬山市社会福祉協議会運営費補助金	25,581千円								
事業の目標	民生委員や社会福祉協議会、その他地域福祉活動団体等と連携し、地域福祉の推進に努める。 福祉バスを安全・安心に利用できるようにする。 必要に応じて、法に基づいた行旅病人、死亡人への適正な対応を行う。 庁内における重層的な相談体制と地域の関係機関との連携体制を構築する。								

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
社会福祉総務事務	1,987	50	0	1	1,936	97%
福祉基金積立金	4,580	0	0	4,580	0	0%
民生児童委員	16,370	7,862	0	0	8,508	52%
福祉バス管理	16,265	0	0	0	16,265	100%
社会福祉協議会	25,581	0	0	0	25,581	100%
行旅病人死亡人援護	825	825	0	0	0	0%
重層的支援体制整備	1,204	888	0	316	0	0%
合計	66,812	9,625	0	4,897	52,290	78%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	110

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者自立支援
事業目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの給付等を行うことにより、障害を持つ人が自立して地域や社会の中で生活していくための支援をする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援の庶務及び組織運営 自立支援協議会の運営、認定審査会の運営 障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定 避難行動要支援者個別避難計画作成 障害福祉サービス等給付実績通知 ○障害者総合支援法第77条に基づき地域の実情に応じて行う障害者支援事業(統合補助) 日常生活用具給付・移動支援等の地域生活支援事業にかかる扶助費等の支給 基幹相談支援センターの運営、精神障害者相談支援事業 ※精神障害者地域活動支援センター希楽里の広域市町による業務実施を廃止し、相談業務については市事業にて、地域活動支援センター業務は扶助費にて業務を継続して実施する。 ○障害者総合支援法及び児童福祉法に定められた障害者支援に対する給付(国1/2、県1/4) 生活介護給付、就労継続支援A・B型給付、障害児給付、自立支援医療費、療養介護医療費等 ※障害児や自立支援医療(精神通院)受給者、医療的ケアが必要な在宅重度障害者等の増加によりサービス利用者(特に障害児給付や就労継続支援給付)が毎年増加している。また、市内外の障害福祉サービス事業所も増加しており、一人あたりのサービス利用量も増加している。 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業委託料 22,400千円 内訳：障害者基幹相談支援センター委託料 19,400千円 精神障害者相談支援事業委託料 3,000千円 ・障害者基本計画等策定委託料 3,421千円
事業の目標	法に基づく障害児者への障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
障害者福祉事務	11,762	0	0	0	11,762	100%
障害者地域生活支援	68,846	27,096	0	0	41,750	61%
障害者自立支援給付	1,827,110	1,370,332	0	0	456,778	25%
障害者支援(県制度)	7,118	3,558	0	0	3,560	50%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	1,914,836	1,400,986	0	0	513,850	27%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	114

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者支援団体活動補助
事業目的	障害者団体の活動を支援し、自立の促進と活動の活性化に寄与する。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市身体障害者福祉協会が行う社会参加の促進と自立更生援護の活動支援(160千円) ○犬山市心身障害児(者)父母の会が行う各種相談事業、療育事業、文化活動等の支援(160千円) ○尾北精神障害者家族会犬山支部が行う研修会、文化活動を通して行う啓発活動支援(30千円)
事業の目標	障害者団体が、継続的に安定して活動している。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
障害者支援団体活動補助	350	0	0	0	350	100%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	350	0	0	0	350	100%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	114

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者給付
事業目的	障害者(児)ゆえの精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当等を支給することにより、障害者(児)の生活の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス、地域生活支援事業以外の給付、サービスに対する支援を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付 特別障害者手当等給付費(国3/4、県加算分は10/10) ○障害者手帳受給者に対して市単独の障害者扶助料を給付 重度2,600円/月 中度2,300円/月 軽度1,300円/月 ○障害者タクシー利用料の助成 重度の障害者のタクシー利用券を交付 自動車税の減免制度を受けていない人 48枚/年(継続) 自動車税の減免制度を受けている人 24枚/年(R4より対象拡大) ○理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成 重度の障害者に6枚/年の理美容利用券を交付 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当、障害児福祉手当 等 33,681千円 ・市障害者扶助料 104,780千円 ・障害者タクシー料金助成事業費 6,099千円
事業の目標	各種障害者支援等を適切かつ安定的に実施する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
福祉手当給付	34,019	26,770	0	0	7,249	21%
福祉手当等給付・助成(市制度)	114,411	0	0	23,945	90,466	79%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	148,430	26,770	0	23,945	97,715	66%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	7	心身障害者福祉施設費	122

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者福祉施設管理
事業目的	地域活動支援センター事業において障害者等の各種相談に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害児者の自立支援と重度の障害児者の日中活動の支援を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「ふれんど」の運営 ※利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なデイサービス(創作活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション等)を提供する。 ○心身障害者更生施設「いぶぎ」の運営 ※障害福祉サービスの生活介護事業、家庭での療育、保護者の悩み事等の相談並びに必要な助言及び指導、知的障害者地域交流事業を行う。 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業委託料 12,999千円
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者活動支援センターの運営を行う。 ○地域活動支援センター「ふれんど」で利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なデイサービスを提供する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
障害者福祉施設管理	14,853	1,954	0	134	12,765	86%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	14,853	1,954	0	134	12,765	86%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務	142

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護総務										
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施する。										
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等事業の適正実施のための事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医、中国残留邦人等支援相談員、就労支援員、相談支援員の適正配置 ・法令等に基づく適正な調査等の実施 ・医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析業務の実施 ・生活保護システム及び生活保護レセプト管理システムクラウドサービスの運用 ・医療扶助資格確認オンライン化のための生活保護システムの改修等（新規） ○生活困窮者自立支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業（「くらし自立サポートセンター」窓口相談の実施） ・住居確保給付金事業 ●主な予算の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・嘱託医・中国残留邦人支援相談員報償金</td> <td style="text-align: right;">1,063千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・生活保護システム運用委託料</td> <td style="text-align: right;">1,765千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・レセプト点検等委託料</td> <td style="text-align: right;">666千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・医療扶助資格確認オンライン化のためのシステム改修費用等</td> <td style="text-align: right;">5,628千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・住居確保給付金</td> <td style="text-align: right;">6,075千円</td> </tr> </table> 	・嘱託医・中国残留邦人支援相談員報償金	1,063千円	・生活保護システム運用委託料	1,765千円	・レセプト点検等委託料	666千円	・医療扶助資格確認オンライン化のためのシステム改修費用等	5,628千円	・住居確保給付金	6,075千円
・嘱託医・中国残留邦人支援相談員報償金	1,063千円										
・生活保護システム運用委託料	1,765千円										
・レセプト点検等委託料	666千円										
・医療扶助資格確認オンライン化のためのシステム改修費用等	5,628千円										
・住居確保給付金	6,075千円										
事業の目標	生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び生活困窮者自立支援法等に基づく事業を適正に実施する。										

II：個別事業内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護総務事務	12,242	5,700	0	0	6,542	53%
生活困窮者自立支援	6,245	4,606	0	0	1,639	26%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	18,487	10,306	0	0	8,181	44%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	144

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ○生活保護法に基づき、申請のあった者に対して就労自立給付金及び進学準備給付金を支給する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 被保護者等に対して法に基づく扶助費※の支給を行う。(国庫負担 3/4) ※1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 2. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて支給 3. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 6. 出産扶助：分べんの介助や分べん前後の処置等について支給 7. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 8. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 9. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等と配偶者に生活・住宅・医療費等を支給 10. 就労自立給付：就労による自立で生活保護が廃止された者に給付金を支給 11. 進学準備給付：大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立上げの費用として支給 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助費 149,000千円 ・住宅扶助費 70,000千円 ・医療扶助費 298,000千円
事業の目標	生活保護法に基づき被保護者等に対し、適正に扶助費等の給付を実施する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護等扶助	549,550	439,400	0	3,900	106,250	19%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	549,550	439,400	0	3,900	106,250	19%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	4	1	災害救助費	144

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	災害援護
事業目的	災害により被害を受けた市民や市民の遺族に見舞金又は弔慰金を支給するとともに、災害援護資金の貸付を行うことにより生活の再建を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○災害等発生時に速やかに被災された方に給付を行うとともに、必要な貸付を行う。 ○災害弔慰金及び災害障害見舞金を適正に支給するために平成30年度より災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に係る審査基準並びに支給に係る審査を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○暴風雨等の自然災害で死亡又は障害を負った市民に対して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給。 ○災害弔慰金及び災害障害見舞金の適正支給のため災害弔慰金等支給審査会を開催 ○自然災害により、被害を受けた市民のうち、所得金額が一定の範囲内の人へ災害援護資金を貸付け。 ○自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対し、犬山市被災者生活再建支援金を支給。 ○災害見舞金の支給 ●主な予算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○災害弔慰金等支給審査会委員報酬 36千円 ○被災者生活再建支援金 2千円 ○災害貸付金 3,500千円
事業の目標	災害により被害を受けた市民や市民の遺族に速やかに見舞金又は弔慰金を支給する。必要に応じて災害援護資金の貸付を行い、市民の生活再建を支援する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
災害援護	3,538	1	3,500	0	37	1%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	3,538	1	3,500	0	37	1%

令和5年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
11	1	1	元金	298

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	災害援護貸付金元金
事業目的	自然災害により被害を受けた市民に災害援護資金の貸付を行った時の元金を償還する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 自然災害等発生時に貸付を行った時の元金の返済を受け入れ、償還する。 ●主な事業内容 自然災害で被害を受けた世帯の生活再建のために行った貸付金の元金を償還する。 ●主な予算の内訳 災害援護貸付金償還金 1千円
事業の目標	自然災害により被害を受けた市民に災害援護資金の貸付を行った時の元金を償還する。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
災害援護貸付金元金	1	0	0	1	0	0%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	1	0	0	1	0	0%